

こっこほじょきじゅん けんとう
国庫補助基準の検討にあたって

- こっこほじょきじゅん よさん はんいない しちょうそん ほじょきん こうふ
**国庫補助基準とは予算の範囲内で市町村に補助金を交付するた
 めの算定基準であり、予算配分の方法である。**

りょうしゃ しきゅうけってい きじゅん さだ
利用者の支給決定の基準を定めるものではない。

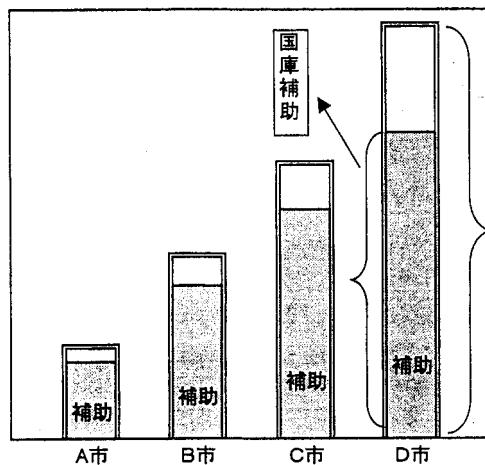
→ りょうしゃ しきゅうけってい しちょうそん しょうがいとくせい ちいきとくせい おう
**利用者の支給決定については、市町村が障害特性や地域特性に応じてそ
 れぞれ基準を設けており、国庫補助基準の検討とは別の議論である。**

- よさんはいぶん ほうほう ほうほう かんが げんざい こっこほじょ
**予算配分の方法には、さまざまな方法が考えられるが、現在の国庫補助
 基準はなるべく地域間の格差が生じないよう、予算配分の公平性を考え
 ているもの。**

予算の配分に関する考え方

●市町村に対する配分について

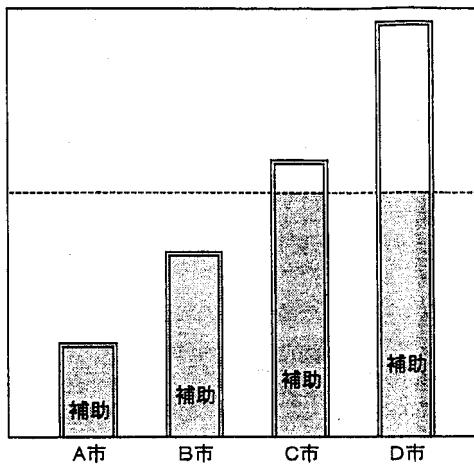
① 実績に応じて一律に補助した場合



- サービス量の多い自治体に対する補助額が多くなる。
- 地域における格差が解消できない。

対処策として
従来からのサービス水準を低下させないため、
従前保障を行う。

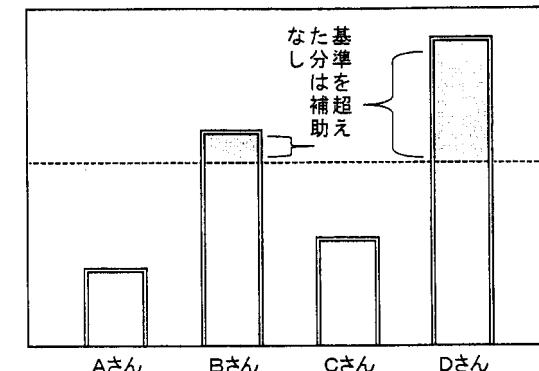
② 一定の基準を設けて補助した場合



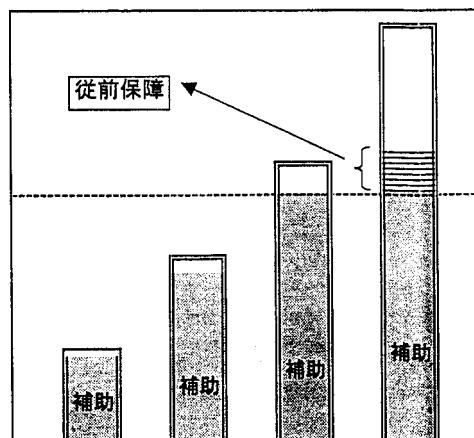
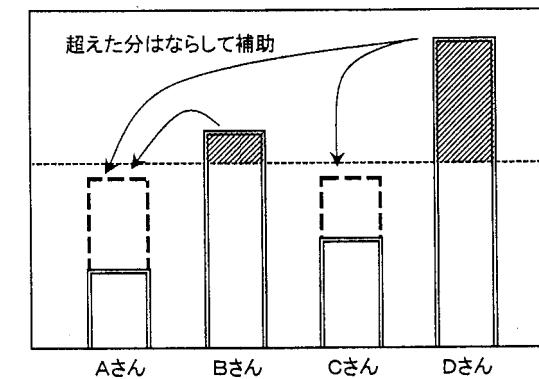
- サービス量の少ない自治体に対する補助額が多くすることにより、地域格差の解消につながる。
- サービス量の多い自治体の補助額が少なくなる。

●一定の基準の考え方

ア 個人の枠として設定



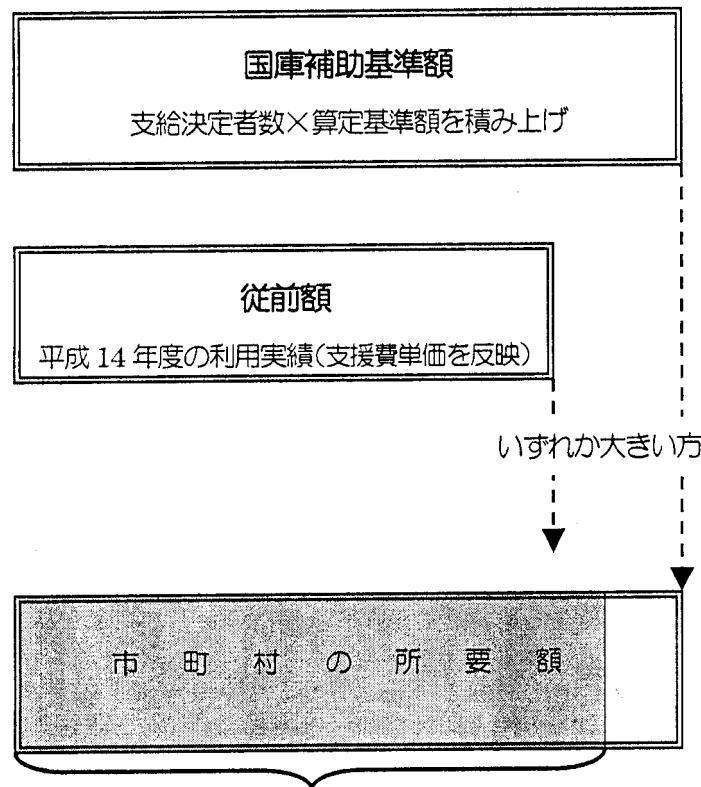
イ 市町村全体の枠として設定



現在の国庫補助基準の考え方

ホームヘルプサービスの国庫補助について

- 所要額が国庫補助基準内の場合



- 所要額が国庫補助基準（従前額を含む）を超える場合

